

買受適格証明書添付書類

区 分	部数	備 考
買受適格証明願出書	2	
様式第12号の1-②（別添1/2頁）	1	
様式第12号の1-②（別添2/2頁）	1	
住 民 票	1	住民票謄本（八重瀬町外のみ）
土 地 登 記 簿 謄 本	1	法務局（那覇市）
申 請 地 の 公 図	1	〃
競 売 公 告 の 写	1	裁判所等
営 農 計 画 書	1	
耕 作 証 明 書	1	現住所地の農業委員会で発行（譲受人が八重瀬町外のみ）
申 請 地 付 近 の 見 取 図	1	
委 任 状	1	代理申請の場合

●農地所有適格法人の場合は上記以外に以下の書類が必要となります。

法 人 登 記 簿 謄 本	1	法務局（那覇市）
定 款 の 写 し	1	〃
様式第12号の1（別紙）	1	農地所有適格法人としての事業等の状況

※ 書類不備等により受付できない場合には翌月以降に先送りとなりますので、事前相談や余裕を持った申請を行ってください。

- 受付期間は、毎月1日から10日（締切厳守）です。
- 現地調査の際に立ち会いをお願いすることがあります。
- 代理申請の場合、委任状を添付する。

八重瀬町農業委員会
 TEL 998-9840
 FAX 998-7623

★許可申請後の事務の流れ★

- ①当月10日申請書〆切 → ②同月15日頃現地等確認調査 →
③同月25日(前後)農業委員会総会 → ④許可書等を作成 →
⑤同月30日頃申請者へ連絡、許可書交付 標準処理期間：30日

★主な許可基準は以下のとおりです★

①全部耕作・効率利用要件

- ・取得予定の農地と既存の農地のすべてについて自ら耕作すると認められる場合
(既存の農地に不耕作地・違反転用地等がない。)
- ・所有権等を取得しようとする方、またはその世帯員の農業経営の状況(機械の所有状態・経営作目等)、その住所地から農地までの距離(通作距離・道路等の交通事情)等から効率的に利用できる^{と認められる場合}

②農作業常時従事要件

- ・所有権等を取得しようとする方、またはその世帯員が農作業に常時従事
(年間150日以上)すると認められる場合

③下限面積要件

- ・権利取得後のすべての農地の経営面積が40アール(4,000㎡)以上になる場合

④地域との調和要件

- ・周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じない場合

※注意

以前に買い受けた(借り受けた)農地がある場合、その農地を一度も耕作せずに新たな農地を買い受ける(借り受ける)ことはできません。